

平成22年2月教育委員会会議の要旨

議案

議案第1号『平成21年度山口県一般会計補正予算(第5号)についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

平成21年度当初予算 137,201,176千円
2月補正額 △717,938千円

平成21年度2月補正後予算額 136,483,238千円

主な補正事項

◇教職員福利厚生費

現計予算 168,761千円
2月補正額 1,883,130千円
補正後予算額 2,051,891千円

} 公立学校共済山口宿泊所セントコア山
口の建設に係る借入金の借り換えによ
るもの

◇教職員住宅管理費

現計予算 86,624千円
2月補正額 236,709千円
補正後予算額 323,333千円

} 教職員住宅の建設に係る借入金の借
り換えによるもの

◇校舎改築費

現計予算 2,821,921千円
2月補正額 △477,280千円
補正後予算額 2,344,641千円

} 青嶺高校の校舎建替などの入札残によ
るもの

◇大規模改造事業費

現計予算 1,773,028千円
2月補正額 △691,133千円
補正後予算額 1,081,895千円

} 徳山高校耐震補強工事の工法変更及び
その他事業の入札残によるもの

翌年度へ繰越す主な事項

- ・校舎改築費 501,723千円
- ・大規模改造事業費 367,152千円
- ・施設改造費 237,279千円
- ・施設整備費 160,456千円

} 校舎建替の際、補強方法や工法変更、
による設計の見直し、地元との調整
に不測の日数を要したため

議案第2号『平成22年度山口県一般会計予算についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 平成22年度 教育予算の編成方針

近年、子どもたちを取り巻く情勢が厳しさを増す中、国においては、学習指導要領の改訂や高校授業料無償化への取組、また、今後の学級編制や教職員定数の改善について検討が始まるなど、教育は転換期を迎えている。

なかでも学習指導要領の改訂については、平成23年度小学校、平成24年度中学校、平成25年度高等学校と順次実施されることとなっており、この円滑な実施を図ることが必要である。

一方で、県財政が厳しい状況にある中、教育委員会では、県政運営の指針である「住み良さ日本一元気県づくり加速化プラン」に掲げる教育関係重点事業の着実な推進を図るとともに、様々な教育課題に対応していくため、山口県教育ビジョン次期実行計画案の策定を進めているところであり、この取組方針に沿って、より選択と集中の視点に立ち、施策の重点化に取り組むこととしている。

こうした考え方に立って、平成22年度においては、現下の緊急課題である高校生の就職支援及び学校耐震化に的確に対応するとともに、本県教育改革を加速化するための重点課題への取組を図るため、以下の4つの柱に沿って教育予算の編成に努めた。

取組方針(山口県教育ビジョン次期実行計画案)

| 基本目標 一人ひとりの夢の実現 | 重点プロジェクト |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">基本姿勢</p> <p style="text-align: center;">一人ひとりを大切にする教育の推進</p> <p style="text-align: center;">元気 基礎・基本 つながり</p> <p style="text-align: center;">教育活動の展開にあたっての基軸</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ キャリア教育 ★ コミュニケーション能力を育む教育 ★ 地域や伝統、文化を踏まえた教育 | <ol style="list-style-type: none"> ① 自立する力育成プロジェクト ② 確かな学力育成プロジェクト ③ 子ども元気創造推進プロジェクト ④ 思いやりのある豊かな心プロジェクト ⑤ きめ細かな指導体制づくり推進プロジェクト ⑥ 学校の安心・安全と活力推進プロジェクト ⑦ 県民総参加による教育推進プロジェクト ⑧ 家庭教育応援プロジェクト ⑨ 文化にふれあい文化に親しむ環境づくり推進プロジェクト ⑩ 「おいでませ！山口国体」等を契機とした県民スポーツ振興プロジェクト |



平成22年度予算編成方針

現下の緊急課題や教育改革を加速化するための重点課題への取組

| | | |
|----------|----------------------|--|
| 1 | 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成 | 学力向上対策の強化、学校での地域の伝統文化活動の推進、体力向上対策の強化など |
| 2 | きめ細かな指導を行うための教育体制の整備 | 小3・4年の完全35人学級化、いじめ・不登校等の対策、高校生の就職支援の強化など |
| 3 | 学校の安心・安全と活力の推進 | 学校耐震化の推進、新実習船「海友丸」の共同運航、高校生への奨学金の貸付、学校安全対策など |
| 4 | 家庭や地域との連携強化による教育力の向上 | 家庭や地域教育力の活性化の推進、放課後子どもプランの推進など |

*.....は緊急課題

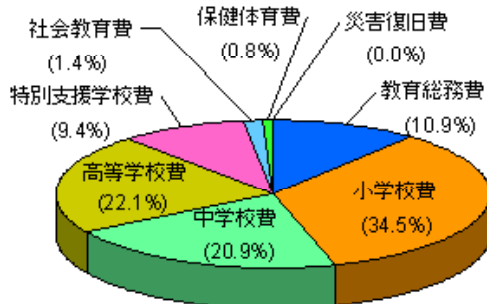
2 予算規模等

予算規模

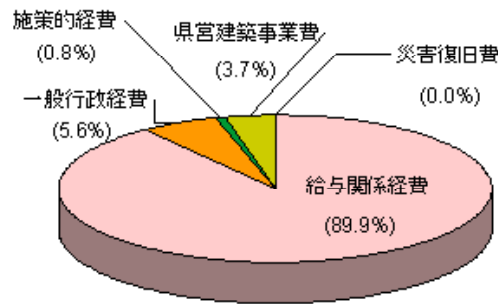
(単位：千円、%)

| 区 分 | 平成22年度 | | | 平成21年度 | | 増減額 (A-B) |
|---------|-------------|------|------|-------------|------|------------|
| | 当初予算額A | 構成比 | 前年度比 | 当初予算額B | 構成比 | |
| 教育委員会所管 | 134,260,111 | 18.9 | 98.3 | 136,575,944 | 19.2 | △2,315,833 |
| 県一般会計 | 711,151,353 | - | 99.6 | 714,113,015 | - | △2,961,662 |

【目的別内訳】



【経費別内訳】



【 質 疑 】

質問) 高校授業料無償化が実現すると、今までの予算の組み方など、何か具体的に変わるのか。

回答) 授業料として収入を得ていた額が、国の交付金という形に変わり、財源的には同額なので、支出においても直接的な影響はない。

質問) 4つの基本的施策の推進に係る経費は、施策的経費から支出されるのか。

回答) そのとおりである。教員や学校が施策を取り組む時に、より効果的で有効なものとするための経費である。

質問) 学校を視察した際、現場の教員から何度も聞くのは「加配教員は授業をする上で必要な人材」ということである。加配教員の給与は経費別内訳の給与費から支払われているのか。それとも目的別内訳の中にも人件費が盛り込まれているのか。

回答) 基本的には、目的別内訳と経費別内訳の両方に計上されている。

質問) 施策的経費が意外と減っているように思えるが、何か理由があるのか。

回答) 財政状況が厳しい中で、県全体で一定の部分まで支出を抑えていくことになっている。

質問) 予算にメリハリを付けた部分があれば教えていただきたい。

回答) 常に事業は見直しており、実態にあわせ、より効果的なものになるよう全ての事業について取り組んでいる。

質問) 学校を視察した際には、校舎の老朽化や耐震の話聞くことが多い。今後の見通しなどを教えていただきたい。

回答) 県教委では長期的な計画のもと、危険性や耐震性の診断を行い緊急性の高いものから優先的に取り組んでいる。今年度は57%、来年度は70%、平成24年度で90%の耐震化を計画している。

【その他の意見】

・学校を視察して、加配教員を受けたり様々な施策を積極的に取り組んでいる校長のいる

学校は「学校が良くなった」と聞く。翌年度、その予算配分が続かなくなっても取組が継続するような支援があればよいと思う。

- ・ 県内でも地震が多発する地域などがあり、校舎の老朽化や耐震については、親御さんや学校の先生も含めてかなり興味を持っているので、校舎改築計画など、明確に知らせていただきたいと思う。
- ・ これからの予算は財政事業が悪いということも片隅にはあるが、教育内容のそのものの充実となっていく。基本的には教員各々の資質の充実であり、そちらに重点が置かれていく。

議案第3号『一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 改正の趣旨

労働基準法の改正を受けて国において人事院勧告に基づき制度改正が行われ、この度、県についても労働基準法の改正や人事委員会勧告に基づき、標記条例の改正を行う。

[関連条例]

- ・ 一般職の職員の給与に関する条例
- ・ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- ・ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例
- ・ 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

2 改正の内容

(1) 時間外勤務手当の支給割合の引上げ

時間外勤務が1箇月に60時間を超えた場合には、当該超えた時間外勤務に対して、勤務時間1時間につき、勤務1時間あたりの給与額に100分の150を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

| 時間区分 勤務区分 | 60時間まで (現行) | 60時間超 (引上げ) |
|--------------|--------------------------|--------------------------|
| 平日 | 125 / 100 [150 / 100] | 150 / 100 [175 / 100] |
| 週休日 | 135 / 100 [160 / 100] | 150 / 100 [175 / 100] |

備考 [] 内は夜間 (午後10時から翌日の午前5時まで) の場合

(2) 時間外勤務代替休暇の新設

1箇月に60時間を超える時間外勤務を行った職員は、時間が勤務手当の支給割合の引上げ分の支給を受けることに代えて、時間外勤務代替休暇を取得することができる。

3 施行の期日

平成22年4月1日から

【 質 疑 】

質問) この規則改正の目的を教えてください。

回答) 長時間の時間外勤務をする職員に休息を与えることと、時間外勤務の単価を上げて、長時間の時間外勤務を抑制することである。

議案第4号『職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 改正の趣旨

次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するため、『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律』が平成21年7月1日に公布され、平成22年6月30日までの間に施行されることに伴い、『地方公務員の育児休業等に関する法律』が一部改正され、育児休業等の取得要件が緩和されることとなり、関連する県条例を整備する。

2 改正の内容

- (1) 配偶者が専業主婦（夫）や育児休業を取得している場合であっても、育児休業等の承認の請求が可能となる
- (2) 子どもが生まれて8週間以内に一度育児休業を取得した職員について、再度、育児休業の取得が可能となる規定を追加

3 施行の期日

平成22年6月30日のまでの間で規則で定める日

【 質 疑 】

質問) 育児休業等取得可能な期間内に、育児休業を3回とることは可能なのか。

回答) 2回まで取得できる。

議案第5号『山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 改正の趣旨

家庭の状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、高等学校等修学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

2 改正の内容

(1) 対象となる学校種

対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校・各種学校等（高等学校に類する課程として文部科学省令で定めるもの）とする。

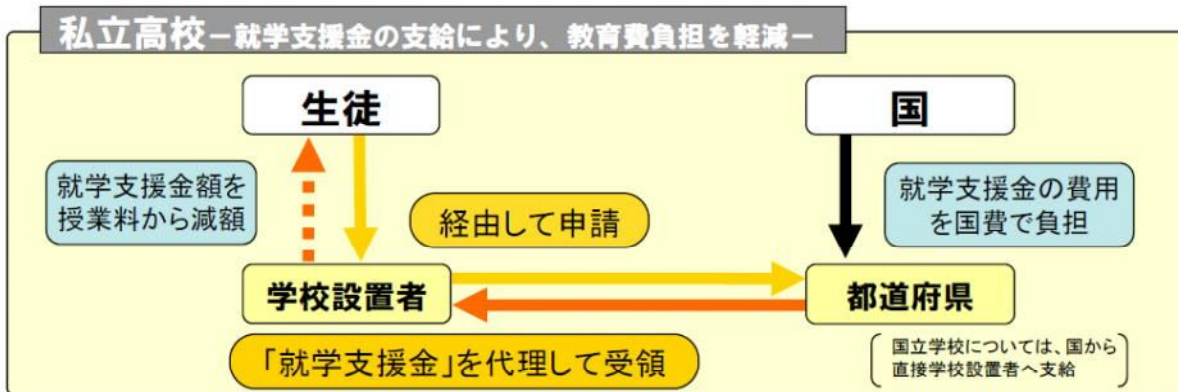
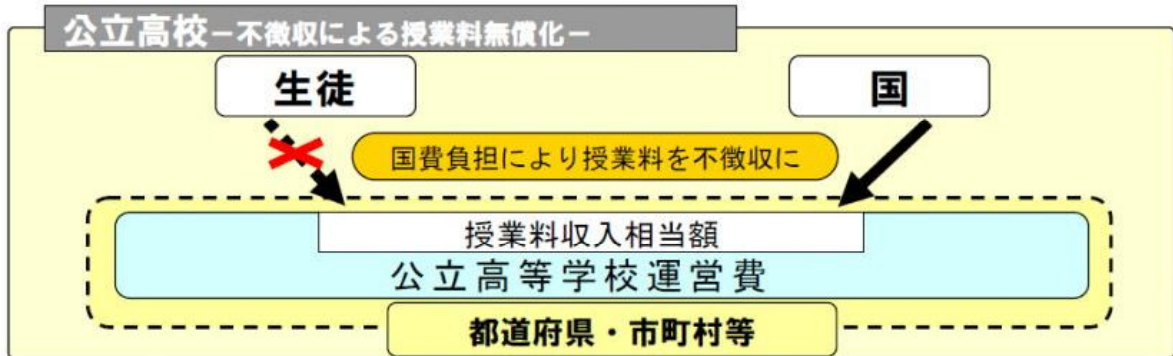
(2) 公立高等学校に係る措置

公立高等学校（中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）を含む。）

については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担する。

(3) 私立高等学校等に係る措置

(2) 以外の高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額（私立高等学校等に在学する低所得世帯の生徒は増額）を助成（学校設置者が代理受領）する。



3 施行の期日

法の施行日から施行する。

【 質 疑 】

質問) 授業料の徴収を廃止することになると、その事務処理もなくなるのか。

回答) 詳細はこれから政省令で決められることとなるが、対象となる生徒数の定期的な国への報告などの業務が発生する。また PTA 会費や生徒会費の徴収は引き続き行われる。

議案第6号『実習船の共同運航に係る事務の委託に関する協議についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 協議の理由

平成22年度から福岡県・長崎県・山口県の3県水産高校共同実習船「海友丸」の共同運航が開始されることに伴い、地方自治法の規定により、共同実習船の管理運営に関する事務の委託に関し、規約案により協議することについて県議会の議決を求めるもの。

2 規約案の概要

(1) 委託の範囲

山口県及び長崎県は、次に掲げる事務の管理及び執行を福岡県に委託する。

- ア 実習船の運航に関する事務
- イ 実習船の維持管理に関する事務
- ウ 実習船における漁ろうに関する事務

(2) 経費の負担

ア 等分の負担とするもの

- 実習船の維持管理に関する費用
- 船員の人件費
- 事務委託を行うための人件費

イ 応分の負担とするもの

- 実習航海中の運航経費
- 生徒・指導教員に要する経費

(3) 予算の執行

委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、福岡県の歳入歳出予算において計上する。

3 施行の期日

平成22年4月1日

議案第7号『一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 改正の趣旨

山口県水産高等学校実習船「青海丸」において行う漁労作業に従事したときに支給される漁業実習手当について、社会情勢の変化等を踏まえ、福岡県・長崎県・山口県の3県共同実習船「海友丸」の共同運航に伴う「青海丸」の廃船を機に見直しを行うため、標記条例の一部を改正する。

2 改正の内容

漁業実習手当を廃止する。

3 施行の期日

平成22年4月1日

議案第8号『山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数に

ついて、児童・生徒数の減少等による減員、教職員定数改善等により、所要の増減員を行う。

2 改正の内容

(単位:人)

| 区分 | | 現行定数 | 改正定数 | 増減 | 摘要 |
|--------|-------------|--------|--------|------|---------------------------|
| 高等学校 | 校長及び教員 | 2,353 | 2,350 | △ 3 | 学級減等 △3人 |
| | 校長及び教員以外の職員 | 576 | 541 | △ 35 | 学級減等 △35人 |
| | 計 | 2,929 | 2,891 | △ 38 | |
| 中等教育学校 | 校長及び教員 | 61 | 61 | 0 | |
| | 校長及び教員以外の職員 | 7 | 7 | 0 | |
| | 計 | 68 | 68 | 0 | |
| 特別支援学校 | 校長及び教員 | 1,140 | 1,157 | 17 | 学級増等 17人 |
| | 校長及び教員以外の職員 | 150 | 166 | 16 | 学級増等 16人 |
| | 計 | 1,290 | 1,323 | 33 | |
| 中学校 | 校長及び教員 | 3,239 | 3,210 | △ 29 | 学級減等 △29人 |
| | 校長及び教員以外の職員 | 205 | 201 | △ 4 | 学級減等 △4人 |
| | 計 | 3,444 | 3,411 | △ 33 | |
| 小学校 | 校長及び教員 | 5,320 | 5,304 | △ 16 | 学級減等 △56人 配置基準改善増等 40人 |
| | 校長及び教員以外の職員 | 456 | 443 | △ 13 | 学級減等 △14人 配置基準改善増等 1人 |
| | 計 | 5,776 | 5,747 | △ 29 | |
| 合計 | 校長及び教員 | 12,113 | 12,082 | △ 31 | |
| | 校長及び教員以外の職員 | 1,394 | 1,358 | △ 36 | |
| | 計 | 13,507 | 13,440 | △ 67 | |

3 施行の期日

平成22年4月1日

議案第9号『一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 改正の趣旨

へき地教育振興法施行規則の改正に伴い、へき地学校等の級区分の変更等を行うため一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) へき地学校等の変動状況

ア 全体の状況

| 現行の指定 | 新規指定 | 指定解除 | 見直し後の指定 |
|-------|------|------|---------|
| 56校 | 2校 | 17校 | 41校 |

イ へき地学校等のうち級区分の上がるもの

| | | |
|-------------|------------|-------------|
| 特別地→準へき地 1校 | 特別地→1級地 2校 | 準へき地→1級地 3校 |
| 1級地→2級地 12校 | 2級地→3級地 3校 | 3級地→4級地 9校 |

ウ 指定解除するもの

| | |
|-----------|----------|
| 休校による 12校 | 廃校による 5校 |
|-----------|----------|

(2) へき地手当の支給割合

| | |
|-----|----------|
| へき地 | 4 / 100 |
| 1級 | 8 / 100 |
| 2級 | 12 / 100 |
| 3級 | 16 / 100 |
| 4級 | 20 / 100 |

3 施行の期日

平成22年4月1日

【 質 疑 】

質問) へき地指定の解除の主な要因である学校の閉校については、児童生徒が通学する可能性が出てくれば、再開するという考えなのか。何かそういった基準があるのか。

回答) そういったことは市町教委が決定することになっており、県教委はその報告を受けるとなる。

議案第10号『山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 改正の趣旨

平成20年4月の県立坂上高等学校、広瀬高等学校、鹿野高等学校、徳佐高等学校の分校化に伴い、上記4校の生徒募集を停止し、平成21年度末をもって、在籍者がなくなり、同校を廃止するため、山口県高等学校等条例を改正する。

2 改正の内容

標記条例から、山口県立坂上高等学校、山口県立広瀬高等学校、山口県立鹿野高等学校、山口県立徳佐高等学校の項を削除する。

3 施行の期日

平成22年4月1日

議案第11号『山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

1 改正の趣旨

県から市町への権限移譲については、「山口県地方分権推進プログラム」に基づき推進してきたところであり、今回の改正は、防府市との協議が整い新たに防府市が処理することとなる事務等について規定の追加等を行う。

2 改正の内容

- (1) 新規に権限移譲する事務の追加 (略)
- (2) 既に権限移譲している事務の内容の変更 (略)
- (3) 既に権限移譲している事務の移譲先市町の拡大

| 別表号 | 事務 | 新規移譲先 |
|-----------|---------------------------------------|------------|
| 34の 11 | 文化財保護法に基づく調査のための発掘届出受理等に関する事務 | <u>防府市</u> |
| | 文化財保護法に基づく土木工事等のための発掘届出及び遺跡発見届出に関する事務 | <u>防府市</u> |

3 施行の期日

平成22年4月1日

議案第12号『山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)』

【概要】

県立徳山商工高等学校教諭 伊藤 達明 の死亡退職に伴い、教育長が臨時に代理して永年精勤として表彰したことを報告し、承認された。

議案第13号『第69回文化財保護審議会に対する諮問について』

【概要】

- 1 種別 無形民俗文化財
 - ・既指定33件(祭り・行事5件、民俗芸能28件)
 - ・「山口県祭り・行事調査」(平成17~19年度)の結果を基に、指定を図る。
 - ・「北浦地方のサバー送り」(H21.4.14指定)に続き指定。
- 2 名称 山崎八幡宮の本山神事
- 3 概要 9月下旬に山崎八幡宮(周南市富田)において五穀豊穰を祈り行われ

るとされる秋祭り。

- ・祭り当日までに、^{ほんやま}本山、^{じいやま}爺山、^{ばあやま}婆山という3つの山車が、^{だし}柄を^{ほぞ}組み合わせ、カズラで結わえ組み立てられる。
- ・当日、氏子が中心となり、神社前の坂を爺山、婆山の順に引き上げ、坂から落とす。次に本山を引き上げ、神事後、坂から落とす。
- ・平成14年(2002年)に周南市無形民俗文化財に指定。

4 価値 近世中期より、伝統的な方法で山車を組み立て、神社前の坂を引き上げ落とす一連の手法が、毎年続けられており、他に類を見ない貴重なもの。

5 保持団体 山崎八幡宮本山神事保存会（氏子を中心に構成）



協議事項

◆『山口県教育ビジョン第3期重点プロジェクト推進計画(案)』について、協議した。

【概要】

1 計画の位置付け

この計画は、県政運営の指針である「住み良さ日本一元気県づくり加速化プラン」に掲げる教育関係の重点事業の着実な推進を図るとともに、近年の様々な教育課題に的確に対応し、本県の教育改革を加速化するアクションプランとして策定するもの。

また、教育基本法に基づく本県の教育振興基本計画として位置付けるもの。

2 計画の期間

平成22年度から平成24年度までの3年間



3 計画の基本的な考え方

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成するという教育の理念を踏まえ、以下の基本的な考え方で山口県らしい教育を推進する。

本県教育が目指す目標

「一人ひとりの夢の実現」

教育活動を推進する上での基本姿勢

「元気」、「基礎・基本」、「つながり」

の3つのキーワードを教育に関わる全ての組織や県民が共有し、
「一人ひとりを大切にする教育」を推進

教育活動の展開に当たっての3つの基軸

「キャリア教育」

「コミュニケーション能力を育む教育」

「地域や伝統、文化を踏まえた教育」

の3つを教育内容の基軸として、教育活動全体を通じて展開

4 施策の展開

5つの基本的方向

学校・家庭・地域が共有して取り組む「5つの基本的方向」を設定し、「一人ひとりの夢の実現」を目指す

10の重点プロジェクト

「5つの基本的方向」のもと、施策の柱として「10の重点プロジェクト」を設定し、各基本的方向の実現に向けた取組を積極的に推進

60の夢チャレンジ指標

36の重点取組事項

「重点プロジェクト」ごとに、プロジェクトを推進する「重点取組事項」と数値目標「夢チャレンジ指標」を設定し、プロジェクトの目標達成に向け、具体的な取組を推進

教育ビジョン第3期重点プロジェクト推進計画 「夢の実現チャレンジプラン」のフレーム

本県教育が目指す目標
一人ひとりの夢の実現

生きる力の育成

教育活動を推進する上での基本姿勢

一人ひとりを大切にする教育の推進

元気

基礎・基本

つながり

教育活動の展開に当たっての基軸

～この3つを縦糸に、子どもの状況や時代や社会の変化に対応した創意工夫を横糸として織り込んだ教育活動を展開～

- ★キャリア教育
- ★コミュニケーション能力を育む教育
- ★地域や伝統、文化を踏まえた教育

| | |
|----------|---|
| 基本的方向Ⅰ | 一人ひとりの学ぶ力を育み、自分らしさを生かして未来に羽ばたく力を育てます |
| 重点プロジェクト | ① 自立する力育成プロジェクト ② 確かな学力育成プロジェクト |
| 基本的方向Ⅱ | 豊かな心や健やかな体づくりを進め、子どもたちの元気を創造します |
| 重点プロジェクト | ③ 思いやりのある豊かな心育成プロジェクト ④ 子ども元気創造推進プロジェクト |
| 基本的方向Ⅲ | 子どもたちの豊かな学びを支えるため、質の高い教育環境づくりを進めます |
| 重点プロジェクト | ⑤ きめ細かな指導体制づくり推進プロジェクト ⑥ 学校の安心・安全と活力推進プロジェクト |
| 基本的方向Ⅳ | 家庭や地域の教育力を高め、連携・協力を強化し、県民総参加の教育の実現に向けて取り組みます |
| 重点プロジェクト | ⑦ 県民総参加による教育推進プロジェクト ⑧ 家庭教育応援プロジェクト |
| 基本的方向Ⅴ | 夢や感動があふれ、人と地域が輝く、豊かな文化と活力あるスポーツの振興を図ります |
| 重点プロジェクト | ⑨ 文化にふれあい文化に親しむ環境づくり推進プロジェクト ⑩ 「おいでませ！山口国体」等を契機とした県民スポーツ振興プロジェクト |

【 質 疑 】

質問) 今年の7月に最終決定し、すぐに実行するのか。

回答) 既に来年度予算において、このビジョンを基本的な枠組みとし予算編成をしているので、新年度早々から取組を始めていく。

質問) 各項目にそれぞれ目標値について、目標値を定める目的で調査などはされるのか。

回答) 基本的には、全国学力・学習状況調査など既存の調査をもとに目標値を導き出す予定でいる。

質問) 山口県教育力向上推進本部のメンバーは、教育長を頂点とした県教委事務局の幹部職員の方々であるが、必要に応じて外部からの意見は聞かれるのか。

回答) それぞれ所管の課などで現場の声や実態を反映しているとともに、マスコミに対しても公開で行う会議であるので、外部の意見も入ってくることになる。

質問) 教員を支援するような仕組みは配慮されているとは思いますが、これを推進する上での取組はどのようなものなのか。

回答) 35人学級化や少人数指導などにより、きめ細かな、そして少し余力を持って、子どもたち一人ひとりに向かいあえるような手立てを進めていくことと、教員が年を重ねても、それまでに培った力で子どもと向き合える部分を培う取組も大事であると感じている。

【その他意見】

- ・地域や伝統、文化を踏まえた教育というのは、自分自身の生き方と重ねて非常に共鳴でき、とても良いと思うし、キャリア教育も大事だと思う。
- ・例年の取組というのは、色々な事情の積み重ねを踏まえて、一緒にできるものは一緒にしたり、あるいは逆に分割したりして、様々な工夫がなされプロジェクトが出来上がっていると毎年感じている。
- ・現状値と目標値の設定は難しいと思う中で、目標値を達成してもそこで満足するのではなく、より質を上げていくための対策と、数値だけにこだわらず取組を充実させていきたい。
- ・本当に地元を愛せるような、小さい時からの教育が必要だと思うし、そのあたりに力を入れて取り組んでいきたい。
- ・最近の先生方の元気が少ないような気がする。子どもが元気で過ごすには先生方が元気でないと、きついのではないだろうか。先生方も年を重ねられるにつれ、子どもたちに振り回されているというところもあるのかもしれない。先生方の資質向上もあるが、先生方が楽しく元気に学校生活を送れないといけない。